

【騒音苦情について】

①苦情・相談の際にお聞きすること

公害相談の際には、適切な対応を行うため、公害の原因、程度、状況等に関する以下（1～4）の事柄についてお尋ねいたします。

1. 相談者の住所、氏名、連絡先

【匿名苦情について】

氏名を明かしていただくのは、通報のあった公害苦情の事実確認や現場の状況報告、個人の利害関係による意図的な通報（嫌がらせ通報）や無関係な第三者が巻き込まれることなどを防止するためです。

相談者の了解を得ずに、相手方に相談者の名前を明らかにすることはありません。

匿名による通報あるいは場所が特定できない漠然とした苦情については、対応できない場合もあります。ご了承ください。

2. 内容（公害の種類、発生時期、時間や頻度）

3. 発生源についての情報（事業場の名称・住所）

4. 被害の程度や要望

【注意事項】

- ※市役所では、民事上のトラブルに介入することはできません。
この場合、岡山市で行っている法律の無料相談をご利用ください。
(予約電話番号：086-803-1000)
- ※市が苦情対応に当たる場合、発生源と相談者の位置関係から相談者が相手方に推測されてしまう場合もありますので、ご了承ください。
- ※法令等の規制が適用されない苦情については、事業者に対して改善策の実施について任意の協力を求める（お願いする）ことになります。
ただし、複数回にわたる強制力のない要望等を繰り返すことは、反感を招くおそれがあります。
市の対応にも限界があることをご理解願います。

②苦情・相談のQ＆A

よくある苦情・相談について以下（１～６）に示します。

1. 近隣の建設工事の作業音がうるさいです。
2. 近くの工場（事業場）からの騒音・振動がひどいです。
3. 近所のカラオケ店、廃品回収車、店舗等のスピーカーの騒音で困っています。
4. その他騒音に関すること。
5. 自分で騒音・振動を測ってみることはできますか。

1. 近隣の建設工事の作業音がうるさいです。

1－1. 特定建設作業の場合

建設工事のうちさく岩機やくい打機などの重機を使った作業は、騒音規制法、振動規制法において「特定建設作業」と定め、規制基準が適用される場合があります。

なお、「特定建設作業」の騒音・振動が規制基準値以下の場合は、更なる改善対策の実施について指導はできません。また、特定建設作業に関わらず、当課から工事を止めさせることはできません。

※特定建設作業の届出について

<https://www.city.okayama.jp/shisei/cmsfiles/contents/0000016/16196/flyer.pdf>

1－2. 特定建設作業でない場合

「特定建設作業」に該当しない建設工事は法令による規制はありません。

この場合岡山市では、建設作業現場の責任者へ騒音・振動の苦情が寄せられていることを伝えるとともに、作業時間等の配慮や丁寧な作業をお願いしています。

2. 近くの工場（事業場）からの騒音・振動がひどいです。

特定施設を所有する工場や事業場から発生する騒音・振動は、騒音規制法、振動規制法、岡山市環境保全条例（以下「市条例」という。）により工場等の立地する用途地域ごとに時間帯を分けて規制基準が定められています。

※特定施設一覧 <https://www.city.okayama.jp/kurashi/cmsfiles/contents/0000016/16224/list.pdf>

※規制基準 <https://www.city.okayama.jp/kurashi/cmsfiles/contents/0000016/16224/000355492.pdf>

岡山市では、事業者が法令等の規制基準を遵守するように指導を行います。事業者の指導にあたっては、被害の実態を把握するため、被害を受けている方の住所・氏名・連絡先等をお知らせください。

【注意事項】

- 特定施設を設置していない工場や事業場へは、法令等が適用されないため、法令に基づく指導はできません。その際は、被害の状況を工場（事業所）へ伝え、任意の協力を求める（願います）ことになります。
- 用途地域については、岡山市都市計画情報システム（都市整備局都市計画課）を参照してください。
※用途地域 http://oup2.city.okayama.jp/aspx/ward_search.aspx?type=Name

3. 近所のカラオケ店、廃品回収車、店舗等のスピーカーの騒音で困っています。

お住まいの地域の各警察署にご相談ください。

4. その他騒音に関すること。

一般のご家庭から発生する音（足音、楽器音、オーディオ類の音などの生活騒音）、農業に関する騒音（爆音機など）、鳥の鳴き声等に関しては、岡山市では対応できません。

⇒お互いに（当事者間で）話し合うことで解決に努めてください。

※マンション、アパート等にお住まいの方は大家さん、管理会社等へご相談下さい。

5. 自分で騒音・振動を測ってみることはできますか。

市民の方へ騒音計の貸出を行っています。貸出は事前に予約が必要になりますので、ご希望の方は必ず電話又は窓口でお申し込みください。（環境保全課:086-803-1280）

【貸出対象者】

- 岡山市内に在住されている方、又は岡山市内に勤務されている方
- 岡山市内で事業を行っている方（自身の営業のために使用する場合は除く。）
- 岡山市内で特定建設作業を伴う工事を施工する現場代理人等

【注意事項】

- いずれの機器も計量法に規定する検定を受けていないため、測定した結果は取引・証明等に用いることはできません。※あくまで目安だとお考えください。
- なお、ご自身で測定した結果について、当課は是非の判断を行いません。ご了承願います。